ワーク&ケアヘルプライン提携サポーター(弁護士、司法書士、税理士等の専門家) 費用補助について

<補助内容>

- ◆提携サポーター利用対象者:日本新薬グループ共済会の会員とそのご家族(※)
- ※配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
- ◆補助金の回数限度:年1回(4月1日~3月31日)
- ◆補助金額:上限 30,000 円(税込)
- ◆補助金支給方法:原則として所属会社の慶弔見舞金等の給付金支給方法と同じ

<相談例>

- ① 相続した父の土地の名義変更をお願いできますか?
- ② 高齢の親が賃貸アパートを経営しているが先々のことが心配です。
- ③ 母が亡くなり相続が発生したが相続人である兄ともめています。
- ④ 健在の両親の資産は将来必ず相続税が発生するが今からできる対策はありますか?

<申請のながれ>

「ワーク&ケアヘルプライン」を利用(まずは、相談員にご相談を) フリーダイヤル 0120-638-567

(受付時間:平日9:00~18:00/土曜日9:00~17:00)

「ワーク&ケアヘルプライン」の相談員に提携サポーターへの相談を依頼する

提携サポーターより、実務内容・金額の説明を受け、同意後、実務発生

提携サポーターが解決に向けて支援

提携サポーターが相談者に報酬等を請求(提携サポーター発行の請求書発行)

相談者が提携サポーターへ支払(振込手数料が発生する場合は相談者負担)

【支払完了後】共済会メールBOXまで申請をお願いします。 ※提携サポーター発行の請求書添付(領収書不要)

メール件名: 提携サポーター利用費用補助 本文:会社名、従業員番号、氏名

注)補助金申請は、提携サポーターへのお支払い後にお願いします。

zz mail 共済会メール BOX zz mail kyosaikai@po.nippon-shinyaku.co.jp